

主な改正点は次のとおりです。

なお、リース取引に係る改正は含まれておりません。

第一 法人税基本通達関係

償却可能限度額及び残存価額の廃止に伴う改正（基通 7-2-3 ほか 改正）

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額及び残存価額が廃止されたことにより、当該減価償却資産については帳簿価額が「1 円」になるまで償却できるとされています。

この点、償却可能限度額が「取得価額の 95%相当額」及び残存価額の割合が「10%」とされていたときの従来の取扱いは減価償却資産の取得日により異なることとなるため、関係する通達を改正することにより、この旨を明らかにしています。

新たな償却方法の区分に関する整備（基通 7-4-3 ほか 改正）

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に採用される従前の償却方法は、その内容自体は維持されつつ、名称は、例えば「定額法」は「旧定額法」に、「定率法」は「旧定率法」に改められています。

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産に採用される償却可能限度額及び残存価額を廃止した後の新たな償却方法は、新たな「定額法」及び新たな「定率法」などとされています。

この点、減価償却資産の取得日に応じて採用される償却方法が異なることとなるため、関係する通達を改正することにより、この旨を明らかにしています。

資本的支出の取得価額の特例（基通 7-3-15 の 4 ほか 新設・改正）

平成 19 年 4 月 1 日以後に行われる資本的支出については、原則として、減価償却資産本体と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされています。

ただし、上記の取得価額の特例として、(1)平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に行う資本的支出は、その支出を行う事業年度において資産本体に加算できること、また、(2)平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した定率法を採用している減価償却資産に行う資本的支出は、その支出を行った翌事業年度開始の日において、資産本体と合算し、その帳簿価額の合計を取得価額として一の資産とすること、さらに、種類及び耐用年数を同じくする同一事業年度内の他の資本的支出がある場合には、その支出を行った翌事業

年度開始の日において、当該他の資本的支出と合算し、その帳簿価額の合計を取得価額として一の資産とすることができることとされています。

この点、例えば、特例を一旦適用して取得価額及び償却限度額の計算をした場合には、その後において、資本的支出を分離して別々に償却することはできないこと、また、他の資本的支出との組み合わせは法人の選択によることを、関係する通達において明らかにするほか、特例の適用に応じた取扱いに関する通達について所要の改正等を行っています。

総合償却資産の除却価額（基通 7-7-3 ほか 廃止・新設）

従来、総合償却資産の除却価額については、一部除却した資産の取得価額の 5%相当額が原則とされてきましたが、平成 19 年度の税制改正により、その根拠となっていた資産の償却可能限度額（資産の取得価額の 95%相当額）が廃止されたことに伴い、当該取扱いについても廃止し、総合耐用年数を基礎とする未償却残額等を用いた方法により除却価額を求めることとしています。

本通達においては、総合耐用年数による未償却残額除却方式（従前の基通 7-7-3 の 2）を原則とし、別途、個別耐用年数による未償却残額除却方式を法人が継続適用により計算している場合には認めることを明らかにしています。

形式基準による修繕費の判定（基通 7-8-4 改正）

修繕費か資本的支出かが明らかでない支出については、その金額が、

- (1) 60 万円に満たない場合
- (2) その修理、改良に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合

のどちらかに該当するときは、修繕費として損金経理することができるものとされています。従前は資本的支出が取得価額に加算されていたところ、平成 19 年税制改正により、平成 19 年 4 月 1 日以後に行う資本的支出は、その支出を行う資産の種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産として新たに償却することとされていることから、資本的支出があった場合、上記(2)の「取得価額」に含まれるかどうか疑義が生じます。

上記(2)の計算は修繕費に当たることを形式基準により判定するためのものであり、一の資産の取得価額に関する考え方は従前と変わらないことから、資本的支出を行った場合、「取得価額」にその資本的支出の額が含まれることを留意的に明らかにしています。

第二 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

〔措置法第 67 条の 5 関係〕

少額減価償却資産の取得とされない資本的支出(措通 67 の 5-3 新設)

資本的支出は、法人税法施行令第 55 条第 1 項の適用を受けて新たに取得したものとされるものであっても、法人が有する資産に対する改良等のための支出であることから、原則として、租税特別措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する取得等には当たらないことを留意的に示しています。

ただし、その資本的支出の内容によっては、例えば、改良等により、その有する資産の規模が拡張されたり、別の機能を付加することとなるなど、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、租税特別措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用があることを明らかにしています。

第三 耐用年数等の適用等に関する取扱通達関係

総合償却資産の総合耐用年数の見積りの特例（耐通 1-5-10・付表 7 改正）

定率法を採用している場合の経過年数の計算に当たり、簡便的に算出するための速算表である「付表 7 定率法未償却残額表」について、新たな定率法の償却方法が認められたことに伴い、新たに「定率法未償却残額表」を作成するとともに、従前の旧定率法についても償却可能限度額に到達した後は 5 年間で均等償却し 1 円まで償却可能になったことから、従前の未償却残額表にこの均等償却期間における残額割合を加えて新たに「旧定率法未償却残額表」として整備しています。

事業年度が 1 年に満たない場合の償却率（耐通 5-1-1 改正）

定額法及び定率法の事業年度が 1 年に満たない場合の償却率（定率法は改定償却率も含む。）については、定率法の償却率が、定額法の償却率の原則 2.5 倍とされたことから、事業年度が 1 年に満たない場合の旧定額法に係る償却率と同様に、当該償却率等に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除した数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数は切り上げることにすること等所要の整備を行っています。

なお、定率法の償却保証額については、事業年度が 1 年に満たない場合でも、耐用年数省令別表第十に定める保証率を月数按分せずそのまま乗じて計算し、改定償却率による償却へ切り替わることとなる調整前償却額（年額）との比較を行うことを明らかにしています。